

特定非営利活動法人サンティ・こどもの家定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人サンティ・こどもの家という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都品川区大崎四丁目11番11号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、教育・生活環境に恵まれないアジアの女の子たちが、安全かつ尊厳をもって学び、自立した将来を築くことができるよう支援を行うとともに、日本に暮らす若者や学生が、物質的な豊かさに依存した情報社会から一歩離れ、異文化や他者との出会いを通じて「足るを知る」感覚や内面的な豊かさに気づききっかけを得られるような活動を行うことを目的とする。

また、本法人は、これらの活動を通じて国際協力、ジェンダー平等、教育支援、人権尊重の理念を広め、持続可能で思いやりのある社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) アジアの女の子たちに対する教育支援、生活支援、自立支援事業
- (2) 日本の学生や若者を対象とした、国際理解教育、異文化交流、フィールドワーク等の実施
- (3) 「足るを知る」感覚や内面的な豊かさを育むためのワークショップ、講演会、学びの場の提供
- (4) ウェブサイト、SNS、出版物等を通じた啓発活動および情報発信

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち1人を理事長とし、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

（資産の構成）

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

（会計の原則）

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

（事業年度）

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解 散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合 併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NP0法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	長 尾 爽 央
副理事長	田 口 青 詩
理 事	安 藤 康 太
監 事	岩 本 空 也

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年6月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

個人 年会費 1口 3,000円

団体 年会費 1口 3,000円（但し2口以上）

(2) 賛助会員

個人 年会費 1口 1,000円

団体 年会費 1口 5,000円（但し2口以上）

役員名簿

（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 サンティ・こどもの家

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
☒各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 (どちらかに ○)	(フリガナ)		報酬の 有無 (どちらか に○)	役職名簿
		氏 名			
1	理事・監事	ナガオ サオ		有・無	理事長
		長尾 爽央			
2	理事・監事	タグチ アオタ		有・無	副理事長
		田口 青詩			
3	理事・監事	アンドウ コウタ		有・無	
		安藤 康太			
4	理事・監事	イワモト クウヤ		有・無	
		岩本 空也			

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人 サンティ・こどもの家

1 事業実施の方針

初年度はネパール現地孤児院「SAHARA CHILDREN HOUSE」の現状調査と現状把握を行い、主に子どもたちの食費支援の方法を構築する。また、現地へと赴き実際に子どもたち一人一人と関わっていくことで、学校生活を含む日常生活に目を向け、ネパールの教育についての理解を深めていく。またそこで得たことを元に、年一回の報告会や、SNSでの情報発信、都内各地での講演会を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 47 】万円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(万円)
アジアの女子に対する教育支援、生活支援、自立支援事業	SAHARA CHILDREN HOUSE を訪問し、交流を行う。また、日々の生活や寮母について子どもたちが感じていることは無いかの意見調査をし、問題点のある場合は改善に努める。	9月、10月	SAHARA CHILDREN HOUSE	2人	SAHARA CHILDREN HOUSE	11人	35
	現地 NGO SAHARA との交流を行い、今後の食費支援について契約を行う。	9月、10月	SAHARA CHILDREN HOUSE	10人	NGO SAHARA	20人	0
	子どもたちの通う学校へと赴き、先生方と交流を行うことで、子どもたちの学校生活をより把握しやすい状況にする。	9月、10月	サンジョワニ小学校	2人	サンジョワニ小学校 SAHARA CHILDREN HOUSE	30人	0
アジアの女子に対する教育支援、生活支援、自立支援事業	街頭募金を行う。各種ファウンデレイジングサイトを使用し、資金調達に努める。	1月、3月	日本国内	2~5人	SAHARA CHILDREN HOUSE	11人	3
ウェブサイト、SNS、出版物等を通じた啓発活動および情報発信	事務所を使ったり、都内各所を借りたり、または ZOOM 等のオンラインを駆使し、初年度に行った交流や活動を報告する会を開催する。	3月	東京都内	2~5人	東京都民、日本全国	不特定多数	1
ウェブサイト、SNS、出版物等を通じた啓発活動および情報発信	インスタグラムやフェイスブックを使用した SNS での広報をはじめとし、ホームページの作成も行うことで、支援者を募りやすくする。	通年	インターネット上	2~5人	特定非営利活動法人サンティ・こどもの家	10人	3

「足るを知る」感覚や内面的な豊かさを育むためのワークショップ、講演会、学びの場の提供	日本の学生や若者を対象とした講演会やワークショップを開催し、国際理解、異文化への関心が高まるよう努める。また、「足るを知る」という精神や、内面的な豊さに気づいてもらうためのきっかけ作りとなる場を設ける。	3 月	東京都内	2~5 人	東京都内	不特定多数	5
--	---	-----	------	-------	------	-------	---

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人 サンティ・こどもの家

1 事業実施の方針

2年目は、初年度に行った現状調査及び関係構築で得られた知見を基に、ネパール現地孤児院「SAHARA CHILDREN HOUSE」への具体的な支援活動を本格化する。子どもたちの食費支援については、現地の実情と要望に応じた安定的かつ持続可能な支援方法を確立し、継続的な資金提供と現地 NGO SAHARA との連携体制を構築する。

また、初年度に築いた子どもたちとの関係性を活かし、食費支援に加えて、教育環境向上を目的とした学用品支援、課外活動支援などの具体的支援事業の検討を進める。併せて、現地への渡航やオンライン交流を通じた継続的なコミュニケーションにより、子どもたちの成長や生活状況の把握を続ける。

国内においては、初年度に実施した報告会、講演会、ワークショップの成果を踏まえ、活動への共感者、支援者の裾野を広げることを目的としたイベントを継続的に開催する。加えて、日本国内の学生や若者を対象とした「現地渡航プログラム」の企画検討を行い、日本とは異なるアジアにおける教育課題や国際協力への理解促進を図る。

また、SNS やホームページを通じた情報発信の強化・広報活動にも取り組み、活動への参加、寄付を促進する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 88 】万円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(万円)
アジアの女の子たちに対する教育支援、生活支援、自立支援事業	初年度に続き SAHARA CHILDREN HOUSE を訪問し、交流を行う。 また、日々の生活や寮母について子どもたちが感じていることは無いかの意見調査をし、問題点のある場合は改善に努める。	8月、9月	SAHARA CHILDREN HOUSE	2人	SAHARA CHILDREN HOUSE	11人	70
	食費支援を本格化する。 また、学用品支援や課外活動等の支援を検討する。	3月	SAHARA CHILDREN HOUSE	2人	SAHARA CHILDREN HOUSE	11人	6
	初年度に続き、現地 NGO SAHARA との交流を行い、連携体制を構築することで、支援方法を確固たるものとする。	8月、9月	SAHARA CHILDREN HOUSE	10人	NGO SAHARA、SAHARA CHILDREN HOUSE	11人	0

アジアの女の子たちに対する教育支援、生活支援、自立支援事業	街頭募金を行う。 各種ファウンドレイジング サイトを使用し、資金調達 に努める。	通年	日本国内	2~5人	SAHARA CHILDREN HOUSE	11人	3
ウェブサイト、 SNS、出版物等を通じた啓発活動 および情報発信	事務所を使ったり、都内各 所を借りたり、または ZOOM等のオンラインを駆 使し、当年度に行った交流 や活動を報告する会を開催 する。	3月	東京都内	2~5人	東京都民、日 本全国	不特定多数	1
ウェブサイト、 SNS、出版物等を通じた啓発活動 および情報発信	インスタグラムやフェイ スブックを使用した SNSでの広報やホーム ページへの掲載を継続さ せ、寄付や支援を促進す る。	通年	インターネ ット上	2~5人	SAHARA CHILDREN HOUSE	11人	3
「足るを知る」 感覚や内面的な 豊かさを育むた めのワークショ ップ、講演会、 学びの場の提供	初年度での成果を踏ま え、日本の学生や若者を 対象とした講演会やワー クショップの開催を継続 する。それにより、国際 理解、異文化への関心を 促進し、「足るを知る」と いう精神や、内面的な豊 さに気づいてもらうため のきっかけ作りとなる場 を設ける。また、この活 動を通じ、共感者、支援 者の裾野を広げられるよ う努める。	8月、 12月、 3月	東京都内	2~5人	東京都内	不特定多数	5
日本の学生や若 者を対象とし た、国際理解教 育、異文化交流、 フィールドワー ク等の実施	海外の学校や団体との Zoom等を活用したオン ライン交流、在日留学生 とのを行う。 日本の学生や若者が海外 の同世代と交流し、生活 文化や社会課題を学ぶ場 をつくる。 現地交流型スタディツア ーの企画を行う。	8月、 12月、 3月	東京都内	2~5人	東京都内	不特定多数	5

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 サンティ・こどもの家
(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			0
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
2 受取寄附金			500,000
受取寄附金	500,000		500,000
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			0
受取補助金			
4 事業収益			0
事業収益			
事業収益			
5 その他の収益			0
受取利息			
経常収益計			500,000
【B】 経常費用			
1 事業費			0
(1) 人件費			0
給料手当			
役員報酬			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			0
賃借料			50,000
旅費交通費			350,000
施設等評価費用			
減価償却費			
通信費			10,000
広告宣伝費			60,000
事業費計			470,000
2 管理費			0
(1) 人件費			0
役員報酬			
給料手当			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			0
消耗品費			
水道光熱費			
通信運搬費			
地代家賃			
旅費交通費			
減価償却費			
管理費計			0
経常費用計			470,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			30,000
【C】 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			30,000
法人税、住民税及び事業税・・・④			
前期繰越正味財産額・・・⑤			
次期繰越正味財産額③－④+⑤			30,000

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 サンティ・こどもの家

（単位：円）

科	目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1 受取会費			0
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
2 受取寄附金			1,000,000
受取寄附金	1,000,000		1,000,000
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			0
受取補助金			
4 事業収益			0
事業収益			
事業収益			
5 その他の収益			0
受取利息			
経 常 収 益 計			1,000,000
【B】 経 常 費 用			
1 事業費			0
(1) 人件費			
給料手当			
役員報酬			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			0
賃借料			100,000
旅費交通費			700,000
寄付費用			60,000
減価償却費			
通信費			10,000
広告宣伝費			60,000
事業費計			930,000
2 管理費			
(1) 人件費			0
役員報酬			
給料手当			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			50,000
消耗品費			
水道光熱費			
通信運搬費			
地代家賃			
旅費交通費			
減価償却費			
会議費			50,000
管理費計			50,000
経 常 費 用 計			980,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			20,000
【C】 経 常 外 収 益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経 常 外 収 益 計			0
【D】 経 常 外 費 用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経 常 外 費 用 計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			20,000
法人税、住民税及び事業税・・・④			
前期繰越正味財産額・・・⑤			30,000
次期繰越正味財産額③－④+⑤			50,000

特定非営利活動法人サンティ・こどもの家

設立趣旨書

現代社会において、情報やモノにあふれた環境で暮らす日本の若者たちは、他者とのつながりや、目に見えない豊かさに触れる機会が少なくなっています。一方で、世界には貧困や差別の中で、基本的な教育や医療、安心して暮らせる環境を得られずにいる子どもたちが数多く存在します。

本法人は、そのような状況の中で、特にアジアに暮らす女の子たちに焦点を当て、教育・生活といった面からの支援を行うとともに、日本に暮らす若者や学生たちがその現状に触れ、物質的な豊かさだけではない「足を知る」感覚や、他者と共に生きる心の豊かさに気づくための学びの機会を提供することを目的としています。

この活動は、国際協力、教育支援、子どもの健全育成、そして社会教育の推進という複数の公益的意義を併せ持つものであり、日本とアジアの国の子どもたちの未来をつなぐ架け橋となることを目指します。

具体的には、ネパールの現地パートナーと協働しながら、教育費や生活費の支援、衛生環境の整備、自己肯定感を高めるプログラムの提供などを行う一方で、日本の若者たちには現地を訪れるスタディツアーやワークショップを通じて、異文化理解と共感の力を育む機会を創出していきます。

こうした活動を継続的かつ組織的に行っていくため、特定非営利活動法人を設立し、多くの人々の共感と協力を得ながら、よりよい社会の実現に寄与してまいります。

これまで「SAHARA CHILDREN HOME」との交流を通じて、厳しい環境に置かれた子どもたちの支援を行ってまいりました。今後は、こうした支援活動を基盤としつつ、ネパール国内にとどまらず、アジアの貧困地域全体を対象を広げ、孤児院で暮らす子どもたちのみならず、スラム街や路上で生活する子どもたち、さらにはいかなる保護も受けられていない子どもたちに対しても、より広範囲かつ柔軟な支援を提供していくことを目指します。

具体的な活動内容としては、教育・栄養・生活環境の改善に着眼し、現地のニーズを丁寧に把握しながら、現地の人々とともに進める協働的な支援活動を展開していきます。また、本法人の理念と目的に共感し、ともに活動を進める国内外のNGO・NPOとのネットワークを構築することで、支援の持続可能性と効果を高めてまいります。

さらに、日本国内においては、こうした海外支援の現場を通して、開発途上国の現状や課題に対する理解を深めるための啓発活動や、異文化交流を含む国際協力体験の機会を若者や学生に向けて提供し、「足を知る」という内面的な豊かさに気づく教育的な取り組みも行っていきます。

今回、こうした活動をより社会的に認められた形で継続・発展させていくため、公的な法人格の取得を決意し、特定非営利活動法人として申請を行うに至りました。

私たちは、この法人の設立を通じて、世界の子どもの未来に貢献し、共感と連携の輪を広げていくことを目指してまいります。

にすること

が必要と考えたからです。この活動が法人化されることにより、ネパールを含むアジアの子どもの現状を国内に広めることが容易になり、将来的にネパールを主としたアジアの孤児をより多く保護養育できると考えます。ひいては、貧しい女性の自立支援事業を拡大させ、貧困がもたらす子どもの育成環境悪化という悪循環を断ち切りたいと願います。そして、私たちの事業が、国連「子どもの権利条約」に基づく「すべてから子供は守られて生きるべし」という社会の構築に、微力ながらも貢献できると考えます。

申請に至るまでの経過

令和5年3月 SAHARA CHILDREN HOUSE 初訪問、交流
令和6年3月 SAHARA CHILDREN HOUSE 訪問、交流
令和6年9月 SAHARA CHILDREN HOUSE 訪問、交流
令和6年11月 任意団体「サンティ・こどもの家」発足
令和7年2月 特定非営利活動法人サンティ・こどもの家の設立を有志で確認
令和7年4月 特定非営利活動法人サンティ・こどもの家の設立総会開催

氏名 長尾 真央

□

令和7年 5月 9日

設立代表者

氏名

長尾 爽央